

平成30年

第2回臨時会

会 議 録

(第1号)

平成30年7月27日

平成30年第2回 江 差 町 議 会 臨 時 会
(第 1 号)

◎ 期日及び場所

平成30年7月27日(金) 午前10時00分 江差町役場 議場

◎ 議事日程

- 日程第1 会議録署名議員の指名
日程第2 会期の決定
〔町 長 行政報告〕
日程第3 報告第1号 出資法人江差ウインドパワー株式会社に係る経営状況について
日程第4 承認第1号 町有財産の処分の専決処分の承認を求めることについて
日程第5 議案第1号 平成30年度江差町一般会計補正予算(第3号)について

◎ 出席議員(11名)

議		長	打 越 東 亜 夫
副	議	長	小 笠 原 淳 夫
議		員	薄 木 晴 午
	〃		飯 田 隆 一
	〃		室 井 正 行
	〃		小 梅 洋 子
	〃		塚 本 眞
	〃		西 海 谷 望
	〃		若 山 明 廣
	〃		小 野 寺 眞
	〃		小 林 くにこ

◎ 欠席議員(1名)

議	員	萩 原 徹
---	---	-------

◎ 出席説明者

町	長	照井 誉之介
副 町	長	田 畑 明
教 育	長	太 田 誠
総 務 課	長	木 村 晃
まちづくり推進課	長	出 崎 雄 司
財 政 課	長	斉 藤 敏 己
税 務 課	長	安 田 克 臣
町 民 福 祉 課	長	岸 田 礼 治 子
健 康 推 進 課	長	白 鳥 智 子
産 業 振 興 課	長	大 杉 則 明
追 分 観 光 課	長	尾 山 徹
建 設 水 道 課	長	岸 田 雄 治
ひ の き 荘 荘	長	梅 川 年 代
出 納 室	長	岸 田 真 由 美
学 校 教 育 課	長	中 川 智
社 会 教 育 課	長	大 坂 敏 文
総 務 課 主 幹		竹 内 強
まちづくり推進課主幹		畑 竜 哉

(議会事務局)

局	長	清 水 直 樹
書	記	秋 山 悦 子

開 会 10:00

(ベルが鳴る)

(議長)

おはようございます。

(「おはようございます」の声)

(議長)

ただいまの出席議員は11名です。定足数に達しておりますので、会議は成立致しました。
ただいまから、平成30年第2回江差町議会臨時会を開会致します。

(議長)

暫時休憩致します。

(休憩中)

(議長)

休憩を閉じて、再開致します。

(議長)

本日の会議を開きます。
本日の議事日程は、お手元に配付のとおりであります。

(議長)

日程第1、会議録署名議員を指名致します。
会議録署名議員は、会議規則第129条の規定により、4番西海谷議員、6番小梅議員を指名致します。

(議長)

日程第2、会期の決定について、を議題と致します。
今臨時会の会期は、本日1日とすべき旨、議会運営委員会委員長から報告がありました。従いまして、今臨時会の会期は本日1日としたいと思いますが、ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声)

(議長)

異議なしと認めます。よって、会期は本日1日とすることに決定致しました。

(議長)

次に、町長から行政報告の申し出がありましたので、これを許可致します。

「町長」。

「町長」(行政報告)

始めに、公用車の自動車検査証有効期限切れ運行について、ご報告申し上げます。

去る7月11日の議会全員協議会で、ご報告させて頂きましたが、町では、47台の公用車を所管しており、他の自治体における車検切れ運行の事案を踏まえ、当町に同様の事案がないか職場内で調査を実施している最中、1台の車検切れ運行が判明しました。

公用車の車両検査につきましては、自賠責保険の支払いを踏まえ、自動車ディーラーとの日程調整を図り実施しておりますが、当該車両は、5月に車検継続のため、自賠責保険の継続手続きを済ませたものの、車両の所管課である町民福祉課員が、6月23日までの車検期間満了日を見落とし、同月27日に自動車ディーラーからの問い合わせにより、無車検の状態で、25日から27日にかけて述べ3日間、5回、5人の職員が、約14km運行していたことを確認致しました。

この度の車検切れ運行の主な原因は、車両所管課における管理責任主体であるとの認識の欠如に加え、日程管理の怠慢によるものと考えております。また、本事案は、道路運送車両法、無車検の違反行為となることから、7月9日に江差警察署へ届け出を行い、現在、事情聴取が進められている所です。今後、これらの動向を踏まえ、処分を検討して参りたいと考えております。

なお、他の車両においては、同様の事案がないことを、確認しております。

この度の、事案の発生につきまして、町民の皆様並びに議会議員の皆様には深くお詫び申し上げます。大変、申し訳ございません。

再発防止策としましては、一つ目に、車両所管課における自賠責保険更新時に併せ、自動車ディーラーとの日程調整を図るなど、車検事務を取り進める。

二つ目に、運転日誌や車内に、車検満了日を表示し、運転者が運転前に必ず車検期間の確認を行う。

三つ目に、安全運転管理者である総務課長から、車両所管課長に対して、1カ月前を目途に車検の実施日程を確認する。

四つ目に、江差町車両運行管理規定の見直しを図り、車両の適正な管理運行の推進を徹底する事などを講ずることとし、先の議会全員協議会において報告させて頂いたところでございます。なお、江差町車両運転管理規定は、抜本的な見直しのため、時間を要しておりますが、議会全員協議会での、指摘事項を含め、既に再発防止策を各課に周知を図り、現状で即対応出来るものは、実行に移している所でございます。

次に、町有施設のプロック塀点検結果について、ご報告申し上げます。

6月18日、午前7時58分頃にマグニチュード6.1、最大震度6弱を観測した大阪北部地震において、大阪府高槻市の小学校でブロック塀が倒壊し、下敷きとなった女子児童が亡くなるという痛ましい事故が発生致しました。この事故を受けまして、町・教育委員会では、学校施設を6月25日に、町有施設につきましても、6月28日から7月6日の期間で、ブロック塀設置個所の洗い出しを行い、その後、個別のブロック塀ごとに現行基準に照らし合わせた、点検を実施すると共に、対応について庁内関係課で協議を重ねて参りました。

なお、現行基準では、一つ目に塀の高さが地盤から2.2m以下であること。二つ目に、塀の高さが1.2mを超える場合には、控え塀が、控壁が必要であること。三つ目として、塀の厚さは10cm以上であること、などなどとなっているところでございます。

点検結果でございますが、学校施設では、江差小学校で確認され、地面からの最大高が1.6mですが、控壁の設置が無い状態であることに加え、上部2段には、透かしブロックで、鉄筋が配置されていないため、この透かしブロック2段を切断し、現行基準に適合させることとしております。これまでに、文科省及び北海道教育委員会からの指導により、児童への注意喚起と地震時には、近寄らないなどの措置として看板を設置してまいりました。また、町有施設では、6施設9カ所で確認され、塀の高さが2.2mを超えるものが3カ所、控壁の設置がない物が3カ所。1.2m以下で、現行基準は満たしているものの、劣化によるひび割れ等がある2カ所の、合計8カ所につきまして、取り壊しすることとしております。残る1カ所は、現行基準を満たしており、直ちに倒壊の危険性もなく、人が立ち入る場所でもないことから、現状を維持することと致しました。なお、取り壊し予定の8カ所には、危険である旨の注意喚起として、学校同様の措置をとったところでございます。取り壊しの時期につきましては、今後、撤去費用の見積もり等を徴し、予算措置を含め、早急な対応を図って参りたいと考えております。

最後に、寄附採納について、ご報告申し上げます。

始めに平成30年6月18日、江差町字茂尻町345番地17、ASA江差朝日新聞専売所所長、松崎浩様より、小学校図書館の図書充実のためにと、図書50冊のご寄贈がありました。寄贈された図書につきましては、町内の小学校図書館に配備し、多くの子ども達が利用しており、読書力の一助となっているところでございます。

次に、平成30年6月20日、江差町字本町132番地、道南うみ街信用金庫理事長、藤谷直久様より、地域住民の皆様への感謝の気持ちとして、北斗産道南スギ、木製ベンチ1脚、時価51,840円相当のご寄贈がありました。

道南うみ街信用金庫様からは、前進の江差信用金庫の時より、ベンチをご寄贈頂いており、今回で5脚目となります。ご寄贈頂きました、木製ベンチにつきましては、昨年引き続き旧檜山爾志群役所の前庭に設置しており、観光客など訪れた方々に利用して頂いております。

以上、ご寄附の申し出についてご報告申し上げますと共に、改めてご厚志に深くお礼を申し上げます、行政報告を終わらせて頂きます。

(議長)

以上で、行政報告を終わります。

(議長)

日程第3、報告第1号、出資法人江差ウインドパワー株式会社に係る経営状況について、を議題と致します。

報告内容については、お手元の配付のとおりでありますので、説明を省略し、直ちに質疑を許します。質疑希望、ありませんか。

「小野寺議員」。

「小野寺議員」

お聞きします。

決算書、例年の状況かなと思います。それでお聞きしたいのは、一応、ウインドパワー株式会社の既存の風車については、数字としてわかりました。まず、お聞きしたいのは、前にも担当の方から説明ありましたが、次の計画と言うのですか、どういう風になっているのか、まだ、手続き中だろうと思うのですけれども、いつ頃、今の既存を壊して、撤去して、それか一定の復元措置か何かして、その後今度、7基でしたか。今が28基、それを7基でしたか。いずれにしても、次のステップに行くのですけれども、現状の現在の風車が、いつ頃どういう風になるのか。という部分について、もし解っている範囲で教えて頂きたいなと思います。

(議長)

はい。「まちづくり推進課長」。

「まちづくり推進課長」

新たな風力発電事業の関係でございますが、昨年からです、新たな風力発電事業の展開ということで、環境影響評価法に基づく、配慮書、方法書まで、今、現段階、終わっております。これから、準備書或いは評価書という手続きを踏まえながら、2020年までに一定の方向性を示すという形になっております。出力は、現在と同じ21,000kwということで、配慮書からいきますと、6基から10基程度ということで、まだその風車です、メーカーによって、1基当たりの出力が変わりますので、そこは少し動く可能性がございます。現在は、方法書が終わりまして、準備書の段階に入る予定で、この秋口から準備書を進めるということで、取り進めております。

あと、既存の28基の撤去の関係でございますが、今年の3月に経済産業省の新たなリプレイス事業ということで、性能認定を受けておりますので、そのルールからいきますと、2020年に撤去に一部着手するということで報告を受けております。以上でございます。

(議長)

はい。「小野寺議員」。

「小野寺議員」

私、手元に今、課長おっしゃった環境影響評価の今、方法書と言うのでしょうかね、答申案が、ネットで出ているのは、直近がないので、もしかしたらもっと新しい段階あるかもしれませんが。答申案の段階の部分をちょっと見ているのですが、これには、最大7基で出力は同じ21,000ですね。書いていたので、さっきちょっと7基と言ったのです。それはいいのですが、問題は、結局今、課長がおっしゃったとおり、今までは、28基。今まで違う、現在28基で、21,000の出力。で、今度は、同じ出力を7基、つまり、ごめんなさい。これでは、7基と書いてあるけれど、課長の話ですと10からですね。それでいいのですが。いずれにしても、1基当たり、相当大的な新しいというか、次期の計画が出ている訳であります。実際上は、現在の風車をやっている斐田工務店がメインでありますので、それでちょっとお聞きしたいことが、再質問であります。

江差町として、これについてはどのように関わるのか。多分、環境影響評価の関係で、江差町にどうでしょうかと、問い合わせ等あると思うのですが。今、北海道のちょっと見えています。ごめんなさい。北海道の環境影響評価審議会の議事録を見ております。かなり厳しい指摘がされておりますね。多分、課長も目を通して思うのですけれども、会社から出て来たこれについてもうちょっとこうやらないと、自然環境に与える影響も大きいと、大きいというか、心配だと。江差町の回答書はですね、特になし。これは、北海道が頑張ることはですね、江差の問題を審議しているのに、北海道の審議会で色々なことが論議されていることは、江差町の担当としてはあまり心配していないのかどうか、ちょっとそこら辺教えてください。

(議長)

はい。「まちづくり推進課長」。

「まちづくり推進課長」

議員ご指摘のとおり、今28基で21,000kwを稼働しているものが、6から10の間ということで、相当大的な風車になるということは、私共も把握しております。それで、環境影響評価法に基づく猛禽類の関係とか、或いは道南野鳥の会の皆さんとのヒアリングなども、斐田工務店さんの方で実施をしながら、道の方に計画を出しているということでございます。で、市町村に求められる意見書ということでございますが、基本的には、道の審議会の中で議論されたものが、今後の次のアクションの中で改善されるということを踏まえながらですね、上ノ国町、厚沢部町と連携を踏まえながら意見書を出しているということでございますので、ご理解願いたいと思います。

(議長)

いいですか。「小野寺議員」。

「小野寺議員」

最後なので、わかりました。町長の回答は、それは方法論と、そういうことかもしれませんが。問題点は、道で言っている審議会で言っている問題点、ちょっと心配だなということも含めて、それは江差町の担当としても、同様な観点で抑えている、という理解で宜しいのでしょうか。

(議長)

はい。「まちづくり推進課長」。

「まちづくり推進課長」

当然、道の審議会の意見も重要ですが、最終的に判断するのは、資源エネルギー庁の方で、この風力発電事業が適正に或いは周りに影響を与えない形で稼働させるということが、環境影響評価法の最大の目的でございますので、そこをきちんと事業者が真摯に対応して頂くということが前提であるということで、私は認識しております。

(議長)

いいですか。はい、他に質疑希望ありませんか。

はい、他に質疑希望ありませんので、以上で報告第1号については、終わりました。

(議長)

日程第4、承認第1号、江差町有財産の処分の専決処分の承認を求めることについて、を議題と致します。

提案理由の説明を求めます。

「町長」。

「町長」(提案理由)

承認第1号、町有財産の処分の専決処分の承認を求めることについて、でございます。

地方自治法第179条第1項の規定により、別紙のとおり、専決処分を致しましたので、同条第3項の規定により、これを報告し承認を求めるものでございます。

新栄町沢川通常砂防工事に伴い、町有財産の処分について、専決処分したことについて、平成30年6月29日に専決処分をしたものでございます。この承認第1号の専決処分につきましては、本年6月定例会の議案第7号、町有財産の処分についてで議決頂いたのち、契約書取り交わし段階で、契約書の相手方が異なることが判明したところでございます。

具体的内容につきましては、担当課長より説明致しますので、ご審議の上、ご承認頂きますよう宜しく申し上げます。

(議長)

はい、「財政課長」。

「財政課長」

おはようございます。

(議長)

おはようございます。

「財政課長」(補足説明)

それでは、私の方から説明に入らせて頂きます。議案書は1頁、2頁。2頁目の方が専決処分書となります。また、資料は1頁、変更箇所に対照表となっております。

町有財産の処分についての専決処分について、でございますが、新栄町沢川通常砂防事業に係る議案と致しまして、第2回定例会におきまして議決を頂いたところでございますが、議案の一部で、実際の契約の内容と異なっていた箇所がございました。町長提案理由にもございましたが、契約書の取り交わしの段階で契約の相手方が議決内容と異なることが判明したものでございまして、改めて議決を必要とすることとなったものでございます。

具体的には、契約の相手方でございますが、第2回定例会におきましては、札幌市中央区北3条西7丁目1番地、北海道土地開発公社理事長、浦本元人としてございましたが、変更後におきましては、国土交通省、国土交通省所管国有財産事務受託者、北海道知事、高橋はるみ、となるものでございます。それ以外の項目については、変更はございません。

建設管理部と、この件に関しまして協議したところ、工事の工期の関係上、至急契約を締結する必要があるということでございましたので、専決処分とさせて頂いたものでございます。

以上で、説明を終わりますので、宜しくお願い致します。

(議長)

以上で、提案理由の説明が終わりましたので、質疑を許します。質疑希望ありませんか。

(「なし」の声)

(議長)

質疑希望なしと認め、質疑を終結します。

お諮りします。本案については、討論を省略し、直ちに採決したいと思います。ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声)

(議長)

異議なしと認め、直ちに採決致します。

承認第1号、町有財産の処分の専決処分の承認を求めることについて、原案のとおり承認することに賛成の方の挙手を求めます。

(議長)

挙手全員であります。

よって、承認第1号は、原案のとおり承認することに決定致しました。

(議長)

日程第5、議案第1号、平成30年度江差町一般会計補正予算(第3号)について、を議題と致します。提案理由の説明を求めます。

「町長」。

「町長」(提案理由)

議案第1号、平成30年度江差町一般会計補正予算(第3号)について、でございます。

今回の補正の内容につきましては、陣屋町地区町有地法面復旧対策など、4事業に掛かる経費の補正をお願いするものでございまして、歳入歳出予算の総額にそれぞれ、1,550万5千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ、54億4,140万3千円とするものでございます。

具体的内容につきましては、担当課長より説明致しますので、ご審議の上、議決頂きますよう宜しくお願い申し上げます。

(議長)

はい。「財政課長」。

「財政課長」(補足説明)

それでは、議案書5頁、補正予算構成表をお開き願いたいと思います。

最初に、陣屋町地区町有地法面崩落復旧でございます。資料は、2頁と3頁となります。

場所につきましては、資料2頁を見て頂いた方がわかりやすいかとは思いますが、振興局の東側あたり、南が丘方面に少し行った所の法面でございます。その法面におきまして、5カ所において崩落しているのが判明致しました。5カ所の内、崩落カ所2から5までは、民家の裏手であり、崩落が進んでいくと大変危険でございますので、早急に復旧工事を行うため、補正をお願いするものでございます。復旧の内容でございますが、ラス網と呼ばれる金網を張り、種子を含んだ土を吹き付けるもので、補正額は1,365万2千円、全額一般財源となるものでございます。

次に、開陽丸沈没150年記念事業補助でございます。資料は4頁となります。

一般財団法人開陽丸青少年センターでは、北海道150年事業の一環と致しまして、沈没から

150年を迎えるにあたり、各種事業に取り組むこととしており、記念パンフや入場券、幕末体験衣装の作成など、資料の主な取り組みの欄に記載されている7事業を実施することとしておりますが、その事業に対して補助をするものでございます。開陽丸の方に、地域づくり総合交付金が交付されることから、その同額の140万円を町から補助するもので、全額一般財源となるものでございます。

次に、北海道道徳教育推進校事業でございます。資料の方は、5頁となります。

平成30年度から小学校で道徳が特別な教科となり、北海道教育委員会では、道徳教育の充実に資するため、実践研究の市町村教育委員会への委託を進めており、この度、江差小学校がその推進校として指定されました。その委託された実践研究の授業を実施するための経費を補正するものでございまして、補正額は24万9千円。財源内訳は、道支出金が24万6千円、残3千円が一般財源となるものでございます。

次に、僕たち私たちの日本の祭り2018土場鹿子舞出演支援でございます。資料は6頁となります。

文化庁などが主催して、8月20日に開催されるイベントに、東北・北海道ブロック代表として、土場鹿子舞が出演することが決定致しました。出演に係る経費のうち、旅費は主催者が負担しますが、民芸団体連絡協議会に定められている日当分の支援をするため、土場鹿子舞保存会に補助をするものでございます。補正額は、17人2日分と致しまして、20万4千円、全額一般財源とするものでございます。

補正額合計と致しましては、1,550万5千円、財源内訳は道支出金が24万6千円、一般財源が1,525万9千円となるものでございます。

以上で説明を終わりますので、宜しくお願い致します。

(議長)

はい。以上で提案理由の説明が終わりましたので、質疑を許します。

質疑希望ありませんか。

はい、「小野寺議員」。

「小野寺議員」

はい。

1点、財産管理費、陣屋町地区町有地法面復旧対策に関して、お聞きします。

それでちょっと3問しかないのですが、少しちょっと根本的にお聞きしたいのですが。ここは、この数年来、近くの所も含めて、同様な崩落が続いております。これ、答えるのはこっちで答えるのですか。それとも工事直接、こっち。それで、ここは例えばですね、名前言った方が分かりやすいと思うので、今回のこの5か所だけではなくて、例えば崩落カ所位置のずっと奥、例えば名前言ったらわかります、あの茶森さんの裏手とかですね、とか、あそこも町有地なのでしょうかね。それから、崩落後のずっと続き、現在やっている森さんとか、治山の関係の分。要は、あの住宅地のすぐ

上の法面、町有地は宅地造成に関わって、これは同じように業者がやったのを町が町有地として受け取ったのか。元々、町有地でこういう工事をやってきた、それが結果的にこうなったのか、まず、ちょっとね、履歴的なことをね、少し簡潔に教えて欲しいのですよ。何でこんなことが繰り返しているのか、まずね、全体像、歴史的な経過。

その上で、二つ目の質問。では、この崩落というのは、写真の1から5まで見て、改めて私、私も常にこれ見えて、ああそうだと思ったのですが。例えば、崩落個所の2、崩落個所の3、これ上の方は何か専門用語で言えばきつと何々工法って、きつとあるのかもしませんが、そういう土砂を、崩落を防ぐようなきつと工法でというか、工事している。で、崩落した所は、その後を崩落しているということで、そこはそういう必要性がない。町としては、そういう危険性は当初からなかったら、若しくは宅地造成の時に、その法面を同じ業者がやったとすると、その時の業者の問題なのかもしませんが。いずれにしても、この崩落箇所というのは、上の方の関連の事業と思われるものとの関連性というのは、あるのかないのかね、ちょっと教えて欲しいのです。

それから、三つ目。工事、1300万。単純に言えば1か所300万前後。先程の説明だけでは、ちょっと私、素人でわかりませんが、この崩落というのは、本当にここだけの危険性なのか、今、全国的にあるような、集中豪雨などであった場合に、江差だっていつ起きるかわからない。線状降雪帯、降雨帯だか、雨が1カ所で何時間も何日も。で、そういう事も想定した対策ということになるのか。

あと、最後。そもそも、この地域はですね、町の単独事業、単独事業ですね、これきつと、一般財源。何かないのか、それからその何かないかという時に、これは土砂災害との関係で、どう理解したらいいのか。この両端、両サイドは色々な土砂災害の関係で指定されておりますね。それから、細かいのは別として、大枠では、先だっても配られたマップには、今の所も含めて、これはだから粗っぽい地図だから仕方ないのかもしませんが、今の所も含めて、全部土砂災害の区域に入っているのですよ。これは、あくまでも粗っぽい地図であって、具体的には違うのかもしませんが、そうすると、私は、待てよ、この地域は、まだ警戒区域とか特別警戒区域の前の調査すらしていない。これから調査するということなのか。いやいや、調査はしていないと、危険箇所として指定していないと、しかし、もしかしたらこれから危険箇所として指定するのか。国の方では、色々出ていますよね、通達等でということ、まず、教えてください。

(議長)

はい。「財政課長」。

「財政課長」

ちょっと、何点かございまして、ちょっと順序が逆になるかもしれませんが、答弁させて頂きたいと思えます。

まず、どういう経緯でということですが、小野寺議員おっしゃるとおり、まず、あその場所は、民間の事業者が開発したものでございます。が、開発行為の決まりで、法面ですとか道

路については、町に帰属させること、という仕切りになってございますので、その関係で町有地となったものでございまして、始めから町有地であったということではございません。まず、これが1点目でございます。

それから2点目、上の方は法面のちょっと私も工法の名前はわからないのですが、きちっとした工事をされている様でございます。これから下の方については、必要性をやはり、開発行為届け出た際にも、指摘も受けなかったのでしょうか、そういった法面の工事になったのかなどしか、ちょっと今の段階では、私の方ではちょっと答弁出来ないところですが、関係性と先程言われましたが、その崩落の部分と上の方の工事の部分が、どのように関係しているかも、ちょっと申し訳ございませんが、ちょっと私の方では分かりかねるところでございます。

それから、工事内容、今回の工事内容でございます。5カ所で1,300万円、ちょっと私も簡単にしか説明出来ないのですが、金網を張って、土砂を吹き付けて、土砂の中に種と肥料も含んでいるので、そこから草が生えてきて、崩落を防ぐということでございますが、これは抜本的な復旧ではございませんので、応急の工事となります。

ですが、ここは毎年の様に、例えば崩落箇所1の近くでも、昨年やっていますけれども、5年程度は持つということで、前回やった所は崩れてきていないと、違う所が崩れてきているという現状でございます。

それで、工事費の内容なのですけれども、民家の裏の非常に狭い所、機械も入れないので人力ということもあって、色々な仮設の部分、人が通ったり、その土砂を運ぶための通路を作ったりということで、仮設の部分が結構、経費として大きく占めているということで、これだけの金額になったということでございます。

それから、町単費事業ということなのですけれども、ここは、急傾斜ということは、人工で作った崖ですので、該当にならないということでございます。それで、抜本的に直して、対策を取ることになりますと、例えば今やっている治山のようなものになるかとは思いますが、ただ、今の治山も31年度までやっておりますし、その後すぐ着手出来るかどうかということも、まだここでは、全然はっきりわからない状況でございます。そういったことから、町単費とはいえ、安全性を確保するために、色々こういった復旧作業をしていかなければならないのかなと思っています。

あと、土砂災害区域でございますが、道ホームページ、北海道土砂災害警戒情報システムも見てみますと、こちらの方は私、災害区域には指定されていないと、私の調べた時点では、そうなっております。以上だったかと思っておりますので、宜しくお願い致します。

(議長)

はい。「小野寺議員」。

「小野寺議員」

はい、最後から。課長のいうとおりなのですよ、私も全部ホームページ見ました。

ただし、ただし、粗っぱいこれちょっと拡大図ですけれども、これ木村課長の方が答えなけれ

ばならないかもしれませんが。この前配られた、あのハザードマップの部分では、それこそ、道職員住宅ですね。奥が更に道職員住宅がありますね。あそこから引っ張って、それこそ南が丘までその一括りで、私はこれ随分粗っぽいなど前から思っていたのですけれど、だから今、財政課長の話でいいはずなのです。私、これ見た時に、この一体的なものが、人工的なもの、若しくは元々山林、急傾斜地というのとは全然違うということがわかりますが、土砂災害危険性という点では、もしかしたら、これから調査しなければならないという意味で、あえて、ぐるりと書いたのかなという気はしたのですが。とにかくにも、ここは土砂災害の危険性という点からいって、どうなのですか。あの、雨が、今、10年、20年でないですよ。50年、100年、それが毎年のように降っているのですよ。たまたま、江差のちょっと調べましたが、最近そんなにこの数年だって、たいした雨ではないですよ、本州からみたら。たいした雨ではない。先だって直した所、特段今何も起きていないと言っていました、この数年、降っていないですよ、本州から見れば。だけど、あの様な雨降られたら、私、持たないのではないかなと思うのです。江差町まだ沢山ありますけれど、今とりあえず、ここだけ聞きますけれど。ですから、先程、応急という話、ありました。応急。応急ということは、どこかの時点で一定の抜本的な対策ということも考えていらっしゃる、のでしょうか。そして、ここだけではなくて、あの一連のところ、少なくとも工事で民間業者がやったというところについて、非常に心配。そこについては、抜本的な物をね、あそこ、小さい石なんて、ちよくちよく落ちていますよ、課長。知っていると思いますけれどね。それちょっと、お答えください。

(議長)

はい。「総務課長」。

「総務課長」

まず、マップに関しての、粗っぽいということではございますけれども、現在のところ、本件、本件というか、本場所につきましてはですね、財政課長言ったとおりの内容だという風に理解はしております。

ただ、現実的に、建設管理部の方で、その基礎調査等々をやっているという状況もございまして、そこに対して本当にこの部分もと、いうところが必要というところであれば、建設管理部の方でも、改めて協議をさせて頂きたいなという風に思っております。

それと、あと危険という状況、今回の西日本、西日本でしたっけ、西日本の豪雨等々に関しましてはですね、本当に全体的なところで言いますと、当然のことながら、まずは人の命を守るのだというところを第一的に考えながら、取り組んでいかなければならないことだなという風に思っております。

(議長)

「副町長」。

「副町長」

はい。あの今、当該箇所に限ってご答弁させて頂くと、まさしく人工でやった部分でございますので、治山担当の産業振興課長もいますけれども、基本的にはちょっと難しい状況には、実はあるのですよ、人工で作った場合のこの治山事業が出来るかどうか。ただ、可能性はゼロではございませんので、今、上の方をやってございますが、複数箇所を町単独に2箇所という、持ってくるのは、これはかなり至難の業でございますけれども、ちょっと事務レベルでは、難しいけれども、ちょっとその辺の要請というか、協議は水面下でちょっとさせて頂く段取りを組みたいなど。

もう一つ、抜本的に全体をどうするかということは、今、実は持ち合わせていないというのが正直なところですが、でも、先程、財政課長言ったように、5年と年数を区切りましたけれども、相応に民家でない場所はその崩れた碎石を取って除去して、投げれば済む場所もあるのですけれども、民家の裏となると、そういう訳にもいきませんので、それ相応の対策を今回、こうすることで何とか8年持つのか10年持つのか、ただ雨の降り方でまたどうなるのかというのは、当然見極めなければなりませんので、全体的なことについては、今後の検討課題という風にさせていただきます。以上でございます、はい。

(議長)

いいですか。

はい。次、「飯田議員」。

「飯田議員」

先程、あの町長の方から行政報告で町有施設のブロック塀の件について、報告されておりました。緊急性がありますので、教育費の関連で質問させていただきます。町有施設のブロック塀につきましては、一定程度、控壁や撤去したりして、児童生徒の通学の安全は確保すると言っておりますけれども、町有施設以外、民間含めて道・国を含めて、どのように教育委員会として現状を把握して捉えて、児童生徒の安全を確保をしておるのか、その点1点、お答え頂きたいと思っております。

(議長)

はい。「教育長」。

「教育長」

まずあの今回のブロック塀でございますけれども、ブロック塀については、先程町長の方から行政報告を申し上げたとおり、学校施設に関しては、江差小学校の前のブロックが該当になりまして、これについては、今、透かしブロック2段という風なことになっているのですけれども、これを除去して、現行法に適応させて、安全を確保するといったことで、早急にやる方向で検討しております。

それで、学校のですね、問題は通学路の部分、民間施設等についても、確かにブロック塀等ございますけれども、これにつきましては、基本的に各学校で通学路の安全点検、状況によってはですね、保護者も含めて安全点検をしております。そして、危険のあるような箇所につきましてはですね、保護者を含め、学校の方で児童生徒に周知をして、近づかないよう、そういった処置をしておりますし、また、教育委員会としても、例えば、警察、開発建設部、道路事務所、そういった或いはPTAですね、そういった関係機関で組織する通学路安全推進連絡協議会というのを設けておまして、例えば、この中で横断歩道が必要だとか、道路の歩道が必要だとか、そういったものを学校から要望があった時は状況によって、この中で協議するなど、そういった対応もしております。

以上、そういうことで、安全点検については、学校を含めて教育委員会としても対応しておりますので、ご理解願います。

(議長)

はい。「飯田議員」。

「飯田議員」

当然、私も江差小学校に限定ですけれども、歩いて色々こう近郊回ってみました。やっぱり、児童生徒の身長が目線でいくと、民間、道の施設含めて、相当危ないと思われるようなブロック塀が、長く続いて、長い距離においてあるのですよ。やっぱり学校だけに、町の教育委員会が積極的に、民間ですから、この中では難しい点がありますけれども、要請は出来ると思うのですよ、委員会としてね。まさに通学路ですよ。こういっただけでおそらく、危険な、指摘な箇所は恐らく想定出来ると思うのですよ。同じく、道の施設のブロック塀、4m、5mくらいある中には、道ですから、危険につき近寄らないことという小さな看板は張ってありますよ、張りましたよ。これやっぱり、積極的にね、教育委員会が乗り出して行って、学校だけに任せるのではなく、やっぱり児童生徒の命を守るという観点で、積極的に言わなければ危険ですよ。是非、その辺のところは検討すべきと思いますが、再度お答えを頂きたいと思います。

(議長)

はい。「教育長」。

「教育長」

通学路の点検については、各学校で基本的に点検するというのが基本でございますけれども、状況に応じて、各学校と協議する中で、そういった要請があれば当然、教育委員会としても、一緒に点検をするのは必要だと思いますし、また、公共施設等で、そういった危険な箇所があれば、教育委員会或いは町長部局と連携して、そういった要請は可能です。

それから、民間施設については、強制力という部分では、なかなか厳しいのかなと思いますの

で、これについては、十分、子どもたちに、通学路も、通学の際に、近づかないとか危険個所については、周知して安全確保を図って参りたいと思いますので、ご理解をお願い致します。

(議長)

いいですか。はい。「飯田議員」。

「飯田議員」

教育長。駄目だって、そういう答弁。あそのの、具体的に言いませんよ。その塀に近づかないでやったら、歩道、車道歩かなければならないのですよ、あそこは。あの小学校の、本町に向かっていく町道ありますね。あそこはブロック塀、民間のですよ。その塀に近づかないように歩いてくださいという風に生徒にお願いしたら、歩道を歩かないで車道を歩かなければなくなる現実、知っているのですか。知っていて、そういう答弁しているのですか。はっきり言います。法華寺のあの塀ありますでしょ。通学路ですよ、あそこ。本当、狭い歩道ですよ。それを、子どもたちに、塀に近づかないように歩いてくださいと言ったら、歩道を歩かないで、車道を歩かざるを得ないのではないですかということですよ。

(議長)

はい。「教育長」。

「教育長」

具体的には、本町の法華寺の通りの部分でございます。そこについては、私共も塀を学校と確認させて頂きましたけれども、控壁が一応設置されておりまして、比較的安全だと判断した箇所でございますけれども。そういうことをご理解願います。控壁、きちっと、控壁はあることを確認しております。

「飯田議員」

わかりました。

(議長)

あの、ちょっと飯田議員。

「飯田議員」

はい。

(議長)

暫時休憩、とってですね、答弁が、質問答弁が、かみ合っていない。

「飯田議員」

今、かみ合ったよ。

(議長)

ちょっと、かみ合ったように、聞こえましたか。それでいいですか。

はい、かみ合いました。

それでは、暫時、休憩を閉じて再開致します。

他に質疑希望ありませんか。ありませんか。

「室井議員」

あるよ。

(議長)

「室井議員」。

「室井議員」

あの教育長ね、今、飯田議員が質問したけれども、まったく見ていないね。今ね、道では状況わかっていないのではないですか。ブロック塀全て解体しなさいという指示でしょう。もう間もなく、割れていますよ。亀裂入っていますよ。私、全部見ましたよ。私も見ました。そういうことであれば町有地だけではなくて、飯田議員が多分言っているのは、子どもたちが通る通学路、全部見てみなさいと、そういうことではないのですか、言っていること。町のものだけ見たって駄目です。民間のものまで、余計なことかもしれないけれど、民間だって危ないものは行政的な指導でこれ仙台高裁で裁判で、公共のものではなくても、民間の施設であってもそういうこと、事故の責任は、公共が負うという判決がありますから、調べてください。それだけ指導することが出来るのですよ、行政は。行政は、責任ある。それだけのことはあるから、それきちんと調べておいて、答弁してください。これは、あれは本当に危ない。だから逆に町がね、早く解体してくれと言うぐらいの意気込みを持ってください。まず、それが1つね。

それと、もう一点。このね、法面の崩壊。この問題については、これはどこのこの場所とは言いませんよ。いいですか。これは誰に聞けばいいの。総務課長かな。財政の方がいいのかな、財政課長、答弁、軽々答弁しているけれど、いいですか。ちゃんと、認識もないから駄目なのだよ。町のものであっても、人為的に、この隣接する所有者が手を加えて、こういう例というのがあると思っていますよ。手を加えなければ何でもないものが、手を加えていると。そういう場所もね、ちゃんと把握しないで、やりますとかね、前向きに検討します。本当にやるのであったらね、すいません、ここは町有地が、の部分ね、人為的に確かおたくさん使いたい、使うなどと言わないけれど、使ってもいいけれど、安全上、こういう風にしてほしいと言うぐらいの、きちんと歯止めをかけなけ

れば駄目ではないのですか。軽々ね、答えて、答弁して、あたかも、何も問題ないような、軽々に言うべきではない。このことは、いいですか、副町長。肝に銘じておいた方がいいと思いますよ。町が指導して、これはやめてくださいとか、そういう指導をしないと、何かあった場合はですね、町に全部来るのですよ。そのことを踏まえてね、やっぱりあの業務的には量も大変だと思うけれども、そこはきちんと、教育長ね、きちんとそこは、あの教育長もこれ治山誰なのだ。治山というけれど、色々な問題、財産管理からいって、財政課長だと思うけれど、そこはきちんと把握していかなないと、何でもね、議会の質問あったからやりますとか、前向きに検討します、そういうことは軽々に言うべきではない。きちんと、その裏には、きちんと指導もすること。それと併せてやるべきだと思うけれども、如何ですか。

(議長)

はい。答弁調整のために、今、教育委員会と総務の方がありますので、休憩して、そして、きちんと対応するための、答弁調整をして頂きたいと。そのために、暫時休憩します。

(休憩中)

(議長)

休憩を閉じて再開致します。それでは、答弁から。
まず、「教育長」。

「教育長」

ただいま、あの室井議員からのご質問でございますけれども、教育委員会としては、子ども方の通学路を含めて、安全確保を図るということは、当然の義務でございますけれども、ブロック塀に関しましては、再度、通学路について、民間施設も含めて危険箇所があるようなことなのです、把握に努めまして、もし、危険があるような場合は、どのような形で要請出来るのか、この当たりについて検討して参りたいと思いますので、ご理解お願い致します。宜しくお願いします。

(議長)

はい、次、「副町長」。

「副町長」

室井議員のあのまさしくこの開発行為をした、この補正予算で上がっている当該地区、あまり詳しくは述べませんが、いずれにしても、やはり開発行為をしていくとするならば、きちんと安全対策を講ずることをきちっと町からやるべきだということなのですが、ここはもうそういった状況で、途中でということもあったので、現在、町に帰属している。もう一方では、この箇所だけではない、別な箇所も実はあるというのも実は把握してございます。

それからもう一つ、住宅が張り付いた後、更に個人が上の方を増作と言えば失礼なのですかね。そういったところも、あの把握出来る、一軒一軒調べる訳にはいきませんが、それがまた要因で水が流れてくるとか、危険、危ないというところも、若干情報が入ってございますけれども、可能な限りそういった部分の手を入れる場合については、やっぱり把握に努めると、こういうことになるのだらうと思います。くれぐれもそういった部分については、町としても十分留意して参りたいとこのように思っています。

(議長)

いいですか。はい、「室井議員」。

「室井議員」

教育長ね、そういうことなのだ。要するにね、通学路だけの問題でないのだ。では、馬坂ね、子どもたちだけではなくて、大人も通りますよね。だからそういうことをすべて含めて、全部やるとすれば大変なのだ。俺、わかるから。調査することは一番大変です。だけれども、行政がやっぱり意識して、1回でも指導している、勧告するということをしておかないとね、放置しておく、何かあった場合のその責任はね、取られることもあるから、それは十分に配慮してもらいたいということを、私は思っているのですよ。その辺だけきちんと勘違いしないでくださいね。

もう一つ。今、副町長答弁しました。そのとおりなの。この造成は民間でやったにせよ、これ開発行為の許可を得てやった工事ですから、許可受ける段階では、これだけやれば万全だということで、私は申請して許可が下りているはずなのですよ。よくあるのは、その後、手を加えて、個人が手を加えて、そういう災害を誘発するということもある。だからそこは危険箇所、こういう風な例で、よく俺はこうやったと思います。すぐ補正予算を組んで。すぐやってやると。抜本的に全部解決するということは難しいけれど、こういう風にすぐ手を打ってやるということを、そういうことが大事だということを言っている訳ですから、だから時間見て、財政課長も、机に居るだけではなくて、町の管理している財産、こういうところがあったら、時間みながら分担して、自分たちの課だけではなくてもいいから、建設水道課と協力するとか、産業振興課と協力するとかして、こういうところ危ないとか、こういうところどうしたらいいかなという、そういう努力をしてもらいたいということを言っている訳ですから。いいですか。

(議長)

答弁いきますか。

「室井議員」

してください。

(議長)

「副町長」。

「副町長」

はい。とにかく今のこの場所については、このまま放置しておいていい場所ではございません。そういう意味ですぐ手を掛けたいと、こういうことでございますし、建設水道課含めて、知恵を借りながら、全体、その箇所だけではなくて、トータルとして、安全対策は講じていきたいと、このように思っています。以上です。

(議長)

はい、いいですね。いいですか。室井議員いいですか。

「室井議員」

はい、宜しいです。

(議長)

はい、今のですね、緊急性を伴いですね、これからの自然災害等々鑑みたところ、そして、今後、全員協議会等で、このことについては、協議して参りたいという風に思っておりますので、ご理解の程お願い致します。

(議長)

他に質疑希望ありませんか。

(「なし」の声)

(議長)

はい、質疑希望ありませんので、本案については、討論を省略し、直ちに採決したいと思いますが、ご異議ありませんか。

(異議なしの声)

(議長)

異議なしと認め直ちに採決致します。

議案第1号、平成30年度江差町一般会計補正予算(第3号)について、原案の方の賛成の挙手を求めます。

(議長)

挙手、挙手全員であります。

よって、議案第1号については、原案のとおり可決されました。

(議長)

以上で、本臨時会に付議された案件はすべて議了致しました。

これで会議を閉じます。

平成30年第2回江差町議会臨時会を閉会致します。

大変御苦労さんでした。

閉 会 10:54